



第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

米原市実行委員会

設立総会・第1回総会



日時：令和4年8月20日(土)午前9時30分

場所：米原市役所 コンベンションホール

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目 次

— 設 立 総 会 —

《説明事項》

- 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要について・・・P1
- 米原市で開催される競技について・・・P3
- 大会開催に向けた準備経過および今後のスケジュールについて・・・P4

《報告事項》

- 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市実行委員会設立趣意書・・・P7

《審議事項》

- 第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則（案）・・・P8
参考資料 組織図(案)・・・P12
- 第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会名簿（案）・・・P13

— 第1回 総 会 —

《審議事項》

- 第1号議案 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催基本方針（案）・・・P16
- 第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会令和4年度事業計画(案)
・・・P17
- 第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会総会から常任委員会への委任事項（案）・・・P18

《報告事項》

- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会に関する令和4年度米原市一般会計予算(抜粋)・・・P19
- わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事務局規程・・・P20

- 《参考資料》 滋賀県市町別競技配置図・・・P24

設 立 総 会

1 国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要について

(1) 概要

国民スポーツ大会(現在の国民体育大会)は、昭和 21 年(1946 年)に京都府を中心とした京阪神地域で第 1 回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的に開催される、国内最大の国民スポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和 40 年(1965 年)から身体障がいのある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成 4 年(1992 年)から知的障がいのある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成 13 年(2001 年)から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障がいのある人が、競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加の推進に寄与することを目的に開催される、障がい者スポーツの全国的な祭典です。

年度	開催地	国スポ	障スポ
平成 30 年度	福井県	第 73 回大会	第 18 回大会
令和元年度	茨城県	第 74 回大会	※中止(台風)
令和 2 年度	鹿児島県	第 75 回大会 ※延期	
令和 3 年度	三重県	第 76 回大会 ※中止	第 21 回大会 ※中止
令和 4 年度	栃木県	第 77 回大会	第 22 回大会
令和 5 年度	鹿児島県	特別大会	
令和 6 年度	佐賀県	第 78 回大会	第 23 回大会
令和 7 年度	滋賀県	第 79 回大会	第 24 回大会

(2) 大会名称、愛称、スローガン、マスコットキャラクター

- 大会名称：第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会

※国民体育大会は、令和 6 年に佐賀県で開催される第 78 回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ(こくすぽ)となります

- 愛称：「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」
- スローガン：「湖国の感動 未来へつなぐ」
- マスコットキャラクター：「キャッフィー」・「チャッフィー」



(3) 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となり、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および会場地市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

(4) 開催時期等

【国民スポーツ大会】

- 開催時期：9月28日(日)～10月8日(水)
- 開催期間：11日間

【全国障害者スポーツ大会】

- 開催時期：原則として国スポ直後
- 開催期間：3日間

(5) 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

① 正式競技(37競技)

○ 毎年実施競技(36競技)

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

○ 隔年実施競技(2競技のうち1競技を実施)

ボクシング、クレー射撃(滋賀国スポでは、ボクシングを実施)

② 特別競技(1競技)

高等学校野球(硬式および軟式)

③ 公開競技(7競技)

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

④ デモンストレーションスポーツ

県民の国スポへの参加機会を設けるとともに、生涯スポーツの推進を図ることを目的とし、正式競技・特別競技・公開競技以外の競技で、県内に居住している方々を参加対象として実施

【全国障害者スポーツ大会】

① 正式競技(14 競技)

陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球(サウンドテーブルテニスを含む)、フライングディスク、ボウリング、ポッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットベースボール、バレーボール、サッカー

② オープン競技(3 競技)

知的障害者バドミントン、スポーツウエルネス吹矢、ゴールボール

広く障がい者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについて、主催間で協議の上、決定されます。

2 米原市で開催される競技について

【国民スポーツ大会】

競技名	種別	開催予定施設
ホッケー	全種別	OSP ホッケースタジアム 伊吹第1グラウンド

競技日程：令和7年10月1日(水)～10月5日(日)予定

【デモンストレーションスポーツ】

競技名	主催団体	開催予定施設
ユニホック	滋賀県ホッケー協会	OSP ホッケースタジアム 伊吹第1グラウンド
フットサル	ビッグ・ブレス BIG-BREATH (※1)	イブキサッカースタジアム

※1 ビッグ・ブレス

米原市大野木地先に位置するスポーツパーク。スポーツとアクティビティを通じて、地域・人・企業が一体となって子どもたちの夢を応援できる環境の実現を目指すことをコンセプトに、株式会社サンファミリーが平成30年5月に設立し運営する。人工芝のフットサルコート3面、屋内コート2面等を有する。

大会開催に向けた準備経過および今後のスケジュールについて

(1) 開催準備経過について

年度	年月日	主体	経過概要
H24	平成25年3月22日	県	県議会(平成25年2月定例会)において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
H25	平成25年4月11日	県	滋賀県知事、滋賀県教育委員会および公益財団法人滋賀県体育協会会長から、文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会長に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出
	平成25年7月24日	国	公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
	平成25年10月31日	県	準備委員会設立総会・第1回総会および第1回常任委員会の開催 開催基本方針、会場地市町選定基本方針等の決定
H26	平成26年5月26日	県	準備委員会第2回常任委員会および第2回総会開催(主会場を彦根総合運動場に決定)
H27	平成27年8月31日	県	準備委員会第3回常任委員会および第3回総会開催
H28	平成28年8月3日	県	準備委員会第4回常任委員会および第4回総会開催
H29	平成29年6月13日	県	準備委員会第7回広報・県民運動専門委員会において、両大会のマスコットキャラクター「キャフィー・チャフィー」が決定
	平成29年7月31日	県	準備委員会第5回常任委員会および第5回総会開催
	平成29年7月31日	市	会場地市町第三次内定(正式競技:ホッケー)
H30	平成30年5月21日	県	準備委員会第6回常任委員会および第6回総会開催
	平成30年6月14日	国	公益財団法人日本スポーツ協会平成30年度第1回国民体育大会委員会において、大会名称は「国民スポーツ大会」、略称は「国スポ(こくすぽ)」とすることを承認
	平成31年2月12日	県	準備委員会第13回広報・県民運動専門委員会において、両大会の愛称「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」およびスローガン「湖国の感動 未来へつなぐ」が決定が決定
	平成31年3月28日	市	中央競技団体(公益社団法人 日本ホッケー協会) 正規視察実施
R元	令和元年5月17日	県	準備委員会第7回常任委員会および第7回総会開催
	令和元年6月3日	県	県知事、県教育委員会教育長および公益財団法人滋賀県体育協会会長から、公益財団法人日本スポーツ協会会長および文部科学大臣に対し、「第79回国民体育大会開催申請書」を提出
	令和元年7月17日	国	公益財団法人日本スポーツ協会第3回理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地を滋賀県に内定
	令和元年9月13日	市	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 滋賀県議会対策特別委員会行政調査実施
R2	令和2年6月1日	県	準備委員会第8回常任委員会および第8回総会書面開催
	令和2年6月19日	国	公益財団法人日本スポーツ協会より、鹿児島県にて開催予定の第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会の延期を発表
	令和2年10月8日	国	公益財団法人日本スポーツ協会臨時理事会において、滋賀県開催が第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会として、令和7年(1年延期)に正式決定
	令和3年3月22日	県	準備委員会第9回常任委員会開催

年度	年月日	主体	経過概要
	令和3年3月22日	市	会場地市町第三次内定（デモンストレーションスポーツ：フットサル・ユニホック）
R 3	令和3年4月1日	市	教育委員会事務局スポーツ推進課内に国スポ・障スポ大会推進室を設置(兼務)
	令和3年8月3日	県	準備委員会第10回常任委員会および第9回総会開催
	令和3年8月26日	国	公益財団法人日本スポーツ協会が、三重県にて開催予定の第76回国民体育大会・第21回全国障害者スポーツ大会の中止を発表
R 4	令和4年4月18日	県	準備委員会第11回常任委員会書面開催
	令和4年7月8日	市	国スポ・障スポ大会米原市実行委員会設立発起人会開催
	令和4年8月7日	県	準備委員会第12回常任委員会および第10回総会開催 実行委員会第1回総会開催

国スポ・障スポ大会開催に向けたスケジュール概要

年度	主要日程	米原市実行委員会	国スポ・障スポ大会推進室
令和元年度 【6年前】	大会開催内定		
令和2年度 【5年前】	開催1年延期決定		
令和3年度 【4年前】			
令和4年度 (2022年) 【3年前】	<p>7月14日予定</p> <p>開催県正式決定 会期決定</p> <p>開催決定イベント 県民運動等</p> <p>10月2～6日 栃木国体 (日光市)</p>	<p>7/8 発起人会 * 実行委員会設立 趣意・規約・委員 構成(案)</p> <p>8月20日 実行委員会設立 総会・第1回総会</p> <p>● 常任委員会 ● 専門委員会 【以降随時開催】</p> <p>11月頃 実行委員会キック オフイベント</p>	<p>(仮称) 米原市実行委員会事務局</p> <p>● 各種計画(案)の作成・年次更新 * 総務企画専門委員会 総合計画、広報計画、市民協 働推進計画など * 競技式典専門委員会 競技運営計画、競技役員編成 計画、競技用具整備計画、式 典計画など * 宿泊衛生専門委員会 配宿計画、医療救護計画、食 品衛生計画など * 輸送交通・警備専門委員会 輸送計画、交通計画、警備計 画、消防防災計画</p> <p>● 実行委員会の運営 ● 実行委員会予算の執行 ● 開催機運醸成事業 ● 大会開催経費の算出 ● 競技団体等の連絡調整会議 ● リハーサル大会開催経費の算出 ● 各業務マニュアル作成 ● ボランティア養成事業 など</p> <p>庁内推進 本部設置</p>
令和5年度 (2023年) 【2年前】	鹿児島国体 (薩摩川内市)	● 総会 ● 常任委員会 ● 専門委員会 【以降随時開催】	
令和6年度 (2024年) 【1年前】	佐賀国スポ (伊万里市)	国スポリハーサル大会	
令和7年度 (2025年) 【開催年】	4月～国スポ開催日 国スポ・デモンストレーション競技開催		
	9月～10月 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催 (わたSHIGA輝く国スポ・障スポ)		
		実行委員会解散	

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 米原市実行委員会設立趣意書

国民スポーツ大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの推進と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的として開催されます。

また、全国障害者スポーツ大会は、障がいのある人が、競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民のバリアフリーに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加に寄与することを目的として開催されます。

昭和56年に開催された第36回国民体育大会「びわこ国体」において、本市はホッケー競技の会場地となり、熱い戦いを繰り広げました。これを契機にホッケー競技が広がり、多くのトッププレーヤーやオリンピックを輩出するなど、現在も高い競技レベルを保持しています。このことは、びわこ国体のレガシーを代表するものであります。また、競技施設の人工芝化をはじめとするスポーツ環境の充実、市民の生涯スポーツへの関心を高め、ホッケーはもとよりスポーツ活動の普及・振興につながるものとなりました。

近年の社会情勢やコロナ禍により生活スタイルは急激に変化しました。これに伴い、スポーツを取り巻く環境も大きく変化しましたが、東京2020オリンピック・パラリンピックは、多くの人々に感動を与えるものとなりました。スポーツの持つ力が再認識される今、本市においてもアスリートのプレーを「みる」、ボランティアやサポーターとして「ささえる」活動を通して、スポーツを「する」行動につなげ、このことが心身の健康づくりや生きがいとなり、豊かなスポーツライフを送ることが求められています。

このような中、令和7年に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会が滋賀県で開催され、再び本市がホッケー競技の会場地になることは、市民のスポーツへの関心を高め、スポーツ活動の更なる普及・発展に大きく寄与するものです。また、本市の歴史や文化、恵まれた自然などの地域資源を全国にアピールする絶好の機会でもあります。

本大会の開催に向けて、市民をはじめ関係団体が一体となって取り組むことは、市全体の連帯感を高め、本市のスポーツ推進計画に掲げる、希望と元気あふれる「スポーツコミュニティまじばら」の実現に向けて極めて有意義なものであると同時に、本市の様々な米原ブランドをセールスすることで、観光、移住、まちづくりへの新たなレガシーの創出につながっていくものと確信しております。

このような意義ある大会を成功に導くために、市民・関係団体・行政からなる「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市実行委員会」を設立し、本市の総力を結集して所期の目的を達成しようとするものであります。

令和4年(2022年)7月8日

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市実行委員会設立発起人

米原市長	平尾道雄
米原市議会議長	磯谷晃
滋賀県ホッケー協会会長	辻村克
米原市スポーツ協会会長	的場收治
米原市商工会会長	日向寛
一般社団法人びわ湖の素DMO代表理事	草野丈太
米原市副市長	要石祐一
米原市教育長	馬淵均

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則（案）

第 1 章 総則

（名称）

第 1 条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第 2 条 実行委員会は、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会において、米原市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑かつ安全な運営に関し、必要な事業を行うことを目的とする。

（所掌事項）

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 競技会の開催に必要な方針および計画の決定に関すること。
- （2） 競技会の開催に係る準備に関すること。
- （3） 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- （4） 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- （5） 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- （6） その他、実行委員会の目的の達成に必要な事項に関すること。

第 2 章 組織

（組織）

第 4 条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1） 米原市を代表する者
- （2） 米原市議会を代表する者
- （3） 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- （4） その他、会長が特に必要と認める者

（役員）

第 5 条 実行委員会に、次に掲げる役員を置く。

- | | |
|----------|--------|
| （1） 会長 | 1 人 |
| （2） 副会長 | 7 人以内 |
| （3） 常任委員 | 20 人以内 |
| （4） 監事 | 2 人 |

（役員を選任）

第 6 条 会長は、米原市長をもって充てる。

2 副会長および常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

（役員職務）

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。ただし、会長が代表者である法人その他の団体との契約その他の法律行為（民事上のものに限る。）については、あらかじめ会長が定めた副会長が実行委員会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

（任期等）

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告するものとする。

4 委員等は、無報酬とする。

（顧問および参与）

第9条 実行委員会に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問および参与の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「顧問および参与」と読み替えるものとする。

第3章 会議

（会議の種類）

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

（1） 総会

（2） 常任委員会

（3） 専門委員会

（総会）

第11条 総会は、会長および委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

（1） 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

（2） 会則の制定および改廃に関すること。

（3） 事業計画および事業報告に関すること。

（4） 予算および決算に関すること。

（5） 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他、重要な事項に関すること。

- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知した事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（前項ただし書の規定により、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第 12 条 常任委員会は、委員長、副委員長および常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。
- 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
- 7 前条第 5 項、第 6 項および第 8 項の規定は、常任委員会について準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは、「常任委員会」と、「委員」とあるのは、「常任委員」と読み替えるものとする。
- 8 常任委員会は、第 6 項の規定により審議し、決定した事項および次条第 2 項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託または委任された事項について調査および審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
- 3 前 2 項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。
- 4 第 8 条の規定は、専門委員の任期等について準用する。この場合において、これらの規定中「委員および役員」とあるのは、「専門委員」と、「実行委員会」とあるのは「専門委員会」と読み替えるものとする。

第 4 章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 14 条 会長は、総会および常任委員会(以下「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないとき、または総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第 5 章 事務局

(事務局)

第 15 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 16 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。ただし、令和 4 年度については、米原市一般会計予算に必要な経費を計上し、これを執行するものとする。

(事業計画および予算)

第 17 条 実行委員会の事業計画および予算は、総会の議決により定めるものとする。ただし、令和 4 年度予算については、この限りでない。

(事業報告および決算)

第 18 条 実行委員会の事業報告および決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。ただし、令和 4 年度決算については、この限りでない。

(会計年度)

第 19 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 20 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、米原市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

(委任)

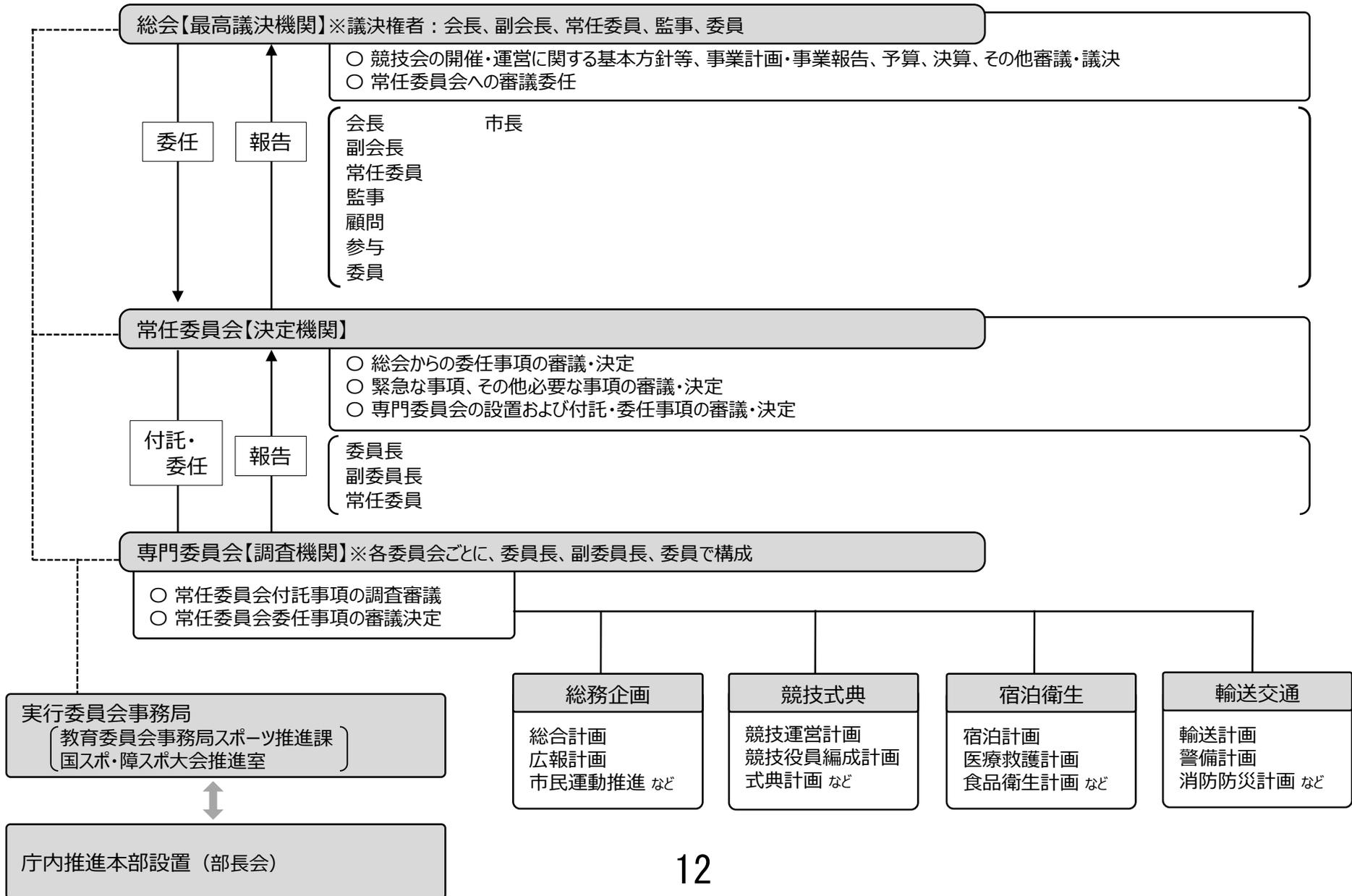
第 21 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 4 年 月 日から施行する。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会組織図（案）

参考資料



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会名簿（案）

（順不同・敬称略）

【会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市	市長	平尾道雄

【副会長】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会	議長	磯谷 晃
2	米原市スポーツ協会	会長	的場 收治
3	滋賀県ホッケー協会	会長	辻村 克
4	米原市商工会	会長	日向 寛
5	一般社団法人びわ湖の素DMO	代表理事	草野 丈太
6	米原市	副市長	要石 祐一
7	米原市教育委員会	教育長	馬淵 均

【常任委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市議会（健康福祉教育常任委員会）	委員長	山脇 正孝
2	米原市スポーツ協会	副会長	山本 克巳
3	米原市スポーツ推進委員協議会	会長	宮野 博幸
4	滋賀県ホッケー協会	理事長	竹中 滋
5	米原市ホッケー協会	会長	要石 正宏
6	米原市小学校校長会	会長	大依 久人
7	米原市中学校校長会	会長代理	宮川 敬一郎
8	滋賀県立伊吹高等学校	校長	田濃 良和
9	米原市商工会	副会長	今中 力松
10	一般社団法人びわ湖の素DMO	副代表理事	大澤 健
11	湖北健康福祉事務所（長浜保健所）	所長	嶋村 清志
12	（一般社団法人）湖北医師会	会長	森上 直樹
13	湖北地域消防本部	消防長	清水 正幸
14	米原警察署	署長	坂梨 利隆
15	（公益財団法人）伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	常勤理事	山田 英喜
16	（社会福祉法人）米原市社会福祉協議会	会長	日比 繁樹
17	（一般社団法人）ホッケーアカデミー滋賀	理事	大澤 愛一郎

【監事】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市監査委員	代表監査委員	古澤 宏之
2	米原市会計室	会計管理者	西出 始代

【委員】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	米原市スポーツ協会	副会長	酒居 久和
2	米原市スポーツ協会	副会長	安食 達雄
3	米原市ホッケー協会	副会長	堀川 清文

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
4	米原市スポーツ少年団	本部長	樋口 昭
5	滋賀県中学校体育連盟米原支部	支部長	中川 修
6	滋賀県小学校体育連盟米原支部	支部長	金澤 博文
7	米原市スポーツ推進委員協議会	委員	荒木 茂子
8	米原市総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	会長代理	高木 清文
9	滋賀県高等学校体育連盟ホッケー専門部会	委員長	北川 幸生
10	(一般社団法人) ホッケーアカデミー滋賀	理事	大橋 守
11	株式会社サンファミリー ※BIG-BREATH	代表取締役社長	梅本 哲男
12	地域包括ケアセンターいぶき	所長	畑野 秀樹
13	米原市消防団	団長	戸田 互
14	米原交通安全協会	会長	木村 幸太郎
15	(社会福祉法人) 米原市社会福祉協議会	副会長	伊藤 信義
16	米原市伊吹学びあいステーション	次長	清水 啓子
17	米原市山東学びあいステーション	館長	横田 仁司
18	米原市近江学びあいステーション	館長(代理)	池田 真人
19	米原市米原学びあいステーション	館長	山口 江美子
20	(公益財団法人) 伊吹山麓まいばらスポーツ文化振興事業団	事務局次長	岩山 幸太郎
21	米原市自治会連絡協議会	会長	野一色 義明
22	米原市健康づくり推進協議会	会長	中村 泰之
23	米原市子ども会育成連合会	会長	河居 郁夫
24	米原市PTA連絡協議会	会長	岡島 雪枝
25	米原市青少年育成市民会議	会長	法雲 俊邑
26	米原市障害者福祉協会	会長	長谷川 綱雄
27	(公益社団法人) 米原市シルバー人材センター	理事長	中川 雅晴
28	米原観光ボランティアガイド協会	会長	草川 洗治
29	赤十字奉仕団米原地区委員会	委員長	世一 ともゑ
30	公募委員	市民	
31	公募委員	市民	
32	公募委員	市民	
33	公募委員	市民	
34	公募委員	市民	
35	米原市総務部	部長	宮川 巖
36	米原市政策推進部	部長	川瀬 直垂
37	米原市市民部	部長	西村 善成
38	米原市くらし支援部	部長	松岡 一明
39	米原市まち整備部	部長	吉田 忠充
40	米原市市長公室	室長・危機管理監	安田 正浩
41	米原市議会事務局	事務局長	阿原 麻木子
42	米原市教育部	部長	口分田 剛

【顧問】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	衆議院	議員	上野 賢一郎
2	滋賀県議会	議員	角田 航也
3	米原市議会	副議長	中川 松雄
4	米原市議会	議員	矢野 邦昭

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
5	米原市議会	議員	細野 正行
6	米原市議会	議員	後藤 英樹
7	米原市議会	議員	今中 力松
8	米原市議会	議員	吉田 周一郎
9	米原市議会	議員	藤田 正雄
10	米原市議会	議員	堀江 一三
11	米原市議会	議員	鏑田 明
12	米原市議会	議員	鹿取 和幸
13	米原市議会	議員	振角 大祐
14	米原市議会	議員	中川 雅史
15	米原市議会	議員	山口 久志
16	米原市議会	議員	山本 克巳
17	米原市教育委員会	教育長職務代理者	中川 清和
18	米原市教育委員会	教育委員	本庄 通子
19	米原市教育委員会	教育委員	膽吹 照子
20	米原市教育委員会	教育委員	法戸 繁利
21	米原市教育委員会	教育委員	井口 英知

【参与】

番号	所属機関・団体名	役職	氏名
1	朝日新聞社彦根支局	支局長	藤井 匠
2	京都新聞社長浜支局	支局長	加藤 秀生
3	毎日新聞社長浜通信部	部長	長谷川 隆広
4	読売新聞社彦根支局長	支局長	西堂路 綾子
5	中日新聞社彦根支局	支局長	増村 光俊
6	産業経済新聞社大津支局	支局長	野瀬 吉信
7	時事通信社大津支局	支局長	藤井 忠彦
8	共同通信社大津支局	支局長	福富 正秀
9	滋賀夕刊新聞社	代表	押谷 洋司
10	びわ湖放送(株)	取締役放送管理局長	松本 圭司
11	日本放送協会大津放送局	局長	手島 一宏
12	ZTV彦根放送局	課長	谷川 善仁

第1回 総会

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会米原市開催基本方針（案）

1 基本方針

令和7年に開催する第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会は、市民の積極的な参加により全国から訪れる多くの人におもてなしの心をもってお迎えし、相互の交流を深め、夢や感動、連帯感を共有できる大会にすることを目指します。

また、大会の開催を契機として、市民がよりスポーツを楽しむ活動へとつなげ、生涯スポーツの普及、健康・体力の保持増進および競技力の向上ならびに本市のスポーツ推進計画に掲げる、希望と元気あふれる「スポーツコミュニティまいばら」の具現化を図ります。

併せて、福祉、教育、観光および経済などへの総合的かつ複合的な効果を通して、次代を担う人を育み、本市の活力を更に高め、未来への持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) スポーツで米原を元気にする大会

子どもから高齢者まで市民一人一人が、日常的に「する」「みる」「ささえる」といった多様なスポーツの関わり方を通して、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、その行動につながるきっかけとなる大会を目指します。

(2) 市民が主体的に関わり、創り上げる大会

市民の参加意識の高揚を図るため、情報発信や啓発活動を積極的に行い、市民、関係団体、行政等が一体となり、様々なかたちで大会をサポートし、成功に導いていくことにより大会に関わった全ての人々が喜びと感動を共有できる大会を目指します。

(3) おもてなしの心をかたちにし、地域の活性化につなげる大会

全国から訪れるアスリートをはじめとする関係者の方々をまごころと思いやりをもってお迎えし、ふれあいを深めます。また、本市の環境へのこだわりや豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を本市のブランドとしてアピールし、また来たくなるまちとして、スポーツツーリズムの促進と地域の活性化につながる大会を目指します。

(4) 米原っ子が、米原で育ち、米原で活躍する大会

米原で育った選手が成長し、指導者となって次の世代を育てるなど米原のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが将来に向けて夢と希望を持つことができる大会を目指します。

(5) 全ての人がともに支え合う米原を目指す大会

障がいのある人が主体的に大会に参画することや、障がいのある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、自己をかけがえのない存在として認める心を育み、自分もひとも大切にして支え合う社会を築く大会を目指します。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会令和4年度事業計画

1 会議等の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

2 開催準備業務の推進

- (1) 米原市開催総合推進計画の策定
- (2) 開催運営の調査研究（先催市視察等）
- (3) 広報啓発活動の推進（キックオフイベント等）
- (4) 競技団体および滋賀県実行委員会との協議、連絡調整

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会総会から常任委員会へ
の委任事項（案）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則第 11 条第 4 項第 5 号の規定に基づき常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催における総合企画および運営に関すること。
- 2 競技、式典および競技会場に関すること。
- 3 広報、市民協働および歓迎・接伴に関すること。
- 4 宿泊、医事および衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備および消防防災に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

わた SHIGA 輝(国スポ・障スポ)米原市実行委員会に関する令和4年度米原市一般会計予算(抜粋)

1 歳入予算

(単位：千円)

項目	金額	説明
市税等	820	
合計	820	

2 歳出予算

(単位：千円)

款	項	目	節	金額	説明
教育費	保健体育費	体育振興費	旅費	280	いちご一会とちぎ国体 視察旅費
			需用費	40	消耗品費
			委託料	500	国スポ開催決定キックオフイベント開催費
合計				820	

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会事務局規程（案）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会則（以下「会則」という。）第15条第2項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務局の組織等について、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 実行委員会の事務局（以下「事務局」という。）は、米原市教育委員会事務局スポーツ推進課内国スポ・障スポ大会推進室内に置く。

（所掌事務）

第3条 事務局の所掌事務は別表第1のとおりとする。

（職員）

第4条 事務局に別表第2の左欄に掲げる職員を置き、同表右欄に定める米原市職員をもって充てる。

2 前項に定める職員は、実行委員会の会長（以下「会長」という。）が任免する。

（職務）

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を掌理し、別表第2に定める事務局次長および事務局職員を指揮監督する。

2 職員（前条第1項に定める職員をいう。以下同じ。）は、上司の命を受け、事務を処理する。

（服務に関する委任）

第6条 職員の服務については、米原市教育委員会事務局職員服務規程（平成17年米原市教育委員会訓令第2号）の例による。

第2章 決裁

（会長の権限に属する事項等）

第7条 会長の権限に属する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総会および常任委員会の招集に関すること。
- (2) 総会および常任委員会に付すべき事項に関すること。
- (3) 実行委員会の委員等の委嘱等に関すること。
- (4) 実行委員会の規程等の制定改廃に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の運営において特に重要と認められる事項に関すること。

2 職員は、会長の決裁を受ける場合には、あらかじめ会長が指名した副会長の回議を経なければならない。

（専決事項）

第8条 事務局長および事務局次長の専決事項は、別表第3に掲げるとおりとする。

（代決）

第9条 会長が不在のときは、あらかじめ会長が指名した副会長が代決する。

2 専決権者が不在のときは、事務局長があらかじめ指名する事務局職員が代決することができる。

3 前2項の規定により代決した事項については、代決後、速やかに決裁者に報告しなければならない。ただし、軽易なものについては、この限りでない。

第3章 文書の取扱い

（文書の記号番号等）

第10条 文書には、「米国スポ」の記号および年間を通じ文書収発簿による一連番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、省略することができる。

2 決裁文書には、次に掲げる決裁区分を表示しなければならない。

- (1) 会長の決裁を受けるもの 会長
- (2) 事務局長の専決を受けるもの 事務局長
- (3) 事務局次長の専決を受けるもの 事務局次長

(文書の保存)

第11条 完結した文書は、事務局において編集し、事務局長が別に定める期間保存しなければならない。

2 会則第20条の規定により実行委員会が解散したときは、保存する文書を米原市に引き継ぐものとする。

(文書の取扱いに関する委任)

第12条 この章に定めるもののほか、文書の取扱いについての必要な事項は、米原市教育委員会事務局事務処理規程（平成17年米原市教育委員会訓令第1号）の例による。

第4章 公印

(公印)

第13条 実行委員会の公印は、別表第4のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(公印の取扱いに関する準用)

第14条 この章に定めるもののほか、公印の取扱いについての必要な事項は、米原市教育委員会公印規則（平成17年米原市教育委員会規則第6号）の例による。

第5章 財務

(旅費等)

第15条 職員の旅費の額およびその支給方法については、米原市職員等の旅費に関する条例（平成17年米原市条例第43号）および同条例の委任により制定された規則の例による。

2 会長および副会長の旅費の額およびその支給方法については、米原市特別職の給与等に関する条例（平成17年米原市条例第37号）および同条例の委任により制定された規則の例による。

3 実行委員会の委員等の旅費の額およびその支給方法については、米原市特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償に関する条例（平成17年米原市条例第34号）および同条例の委任により制定された規則の例による。

4 会長は、実行委員会の事務上特に必要があると認めたときは、職員および実行委員会の委員等以外の者に出張を依頼することができる。

5 前項の規定により出張する場合の旅費の額およびその支給方法については、第3項の例による。

6 前各項の規定にかかわらず、旅費等について緊急その他やむを得ないと認められる場合は、事務局長が別に定めるところによることができる。

(予算)

第16条 事務局長は、会長の指示に基づき、毎会計年度予算を編成するものとする。

2 事務局長は、予算の議決後に生じた理由に基づき予算を変更する場合は、会長の指示に基づき、補正予算を編成するものとする。

(決算)

第17条 事務局長は、毎会計年度終了後、決算を速やかに調製し、証拠書類を添付して会長に提出しなければならない。

2 会則第18条の規定により監査を受けるときは、収支決算書その他の証拠書類を監事に提出しなければならない。

(出納員)

第18条 事務局に出納その他の会計処理をさせるため、出納員を置く。

2 出納員は、事務局次長をもって充てる。

(金融機関の指定)

第 19 条 現金の出納は、事務局長が別に指定する金融機関を通じて行うものとする。

第 6 章 その他

(委任)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織等について必要な事項は、会長の承認を得て、事務局長が別に定める。

付 則

この規程は、令和 4 年 8 月 1 0 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

所掌事務
(1) 事務局の組織、人事、服務等に関すること。
(2) 総会、常任委員会および専門委員会の事務に関すること。
(3) 実行委員会の事業計画および事業報告に関すること。
(4) 実行委員会の予算および決算に関すること。
(5) 前各号に掲げるもののほか、実行委員会の事務に関すること。

別表第2（第4条関係）

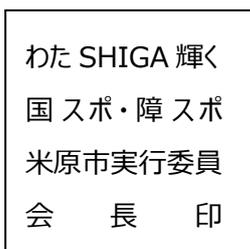
事務局長	教育委員会事務局 教育部長
事務局次長	教育委員会事務局 スポーツ推進課内 国スポ・障スポ大会推進室長
事務局職員	教育委員会事務局 スポーツ推進課内 国スポ・障スポ大会推進室職員 (同室 会計年度任用職員)

別表第3（第8条関係）

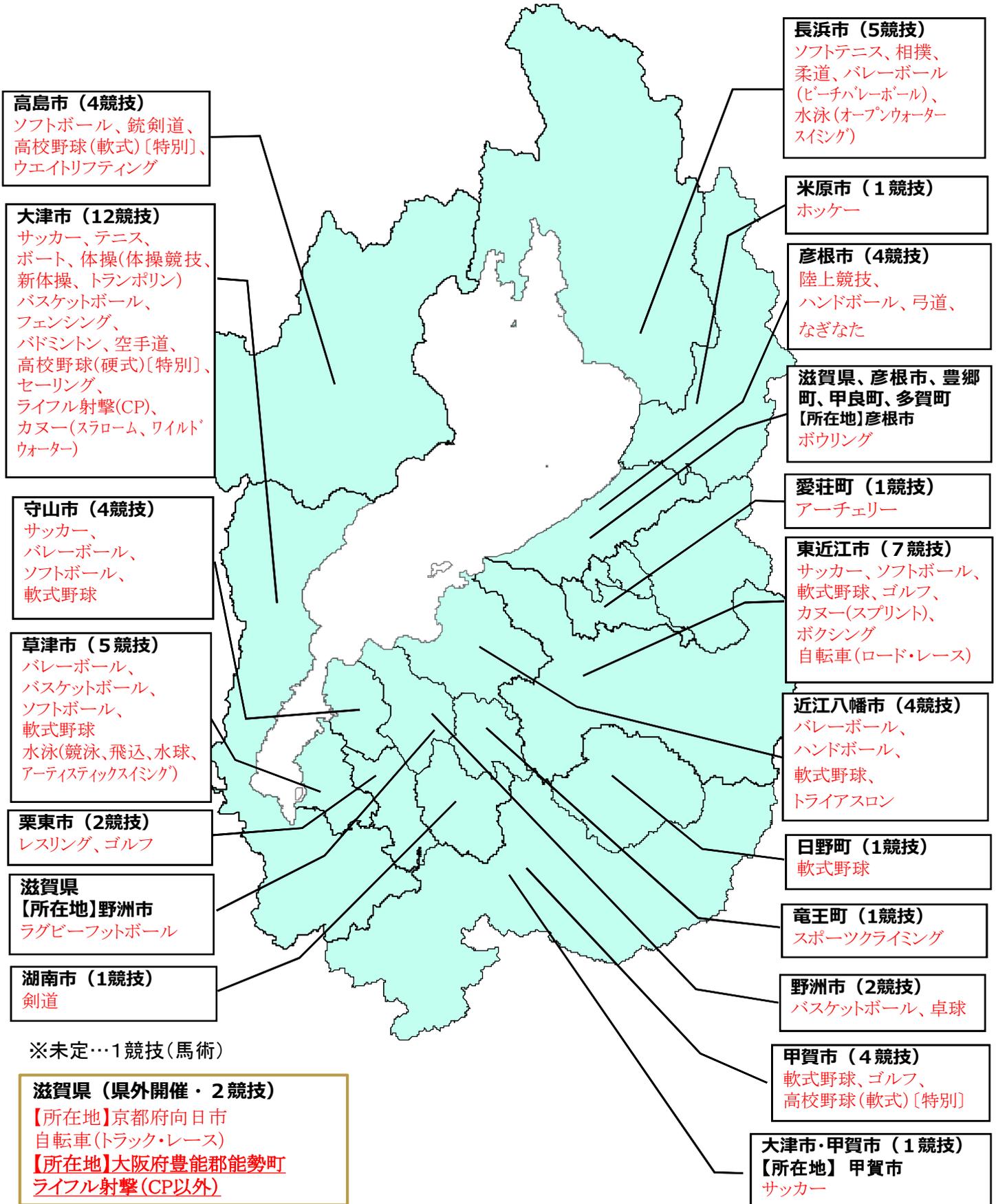
決裁（専決）事項	事務局長	事務局次長
申請、届出、通知、照会、回答、報告等に関すること。	重要なもの	軽易なもの
会計年度任用職員の任免に関すること。	○	
会計年度任用職員の服務に関すること。		○
事務の分担に関すること。		○
出張命令に関すること。	実行委員会の委員等、事務局次長	事務局職員および会計年度任用職員
工事または製造への請負に関すること。	米原市教育委員会事務決裁規程（平成22年米原市教育委員会訓令第8号）別表第1の部長等の専決区分の例による。	米原市教育委員会事務決裁規程別表第1の課長の専決区分の例による。
物品の購入、賃貸借、修理および業務の委託に関すること。		
契約等に関すること。		
財務に関すること。		

別表第4（第13条関係）

名称	書体	形状	寸法（ミリメートル）	個数
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会会長印	てん書	正方形	方24	1



第79回国民スポーツ大会正式競技 会場地内定配置図



第79回国民スポーツ大会 デモンストレーションスポーツ 会場地市町内定 配置図

